厚木ロータリークラブ週報

JAPAN　第2780地区　Atsugi Rotary Club Weekly

会長　前田賢一
副会長　会田義明
幹事　滝澤勇
副幹事　鈴木茂男
会報・IT　今井一男

ロータリーに輝きを

2014～2015　国際ロータリー会長　ゲイリー C.K ホァン

例会場　厚木商工会議所 5F　大会議室
例会日　毎週火曜日　12：30～
事務所　厚木市栄町1丁目16番15号　厚木商工会議所内

http://www.atsugi-rotary.jp　メールアドレス info@atsugi-rotary.jp　TEL.046-222-5811　FAX.046-222-5821

第2654回例会（5月19日）☆司会　森住　等 副SAA

点鐘　…前田賢一会長

斉唱　…我らの生業

ゲスト紹介

ホウ イシン君（米山奨学生 神奈川工科大学4年）

会長報告

◎ガバナー事務所　より
・国際大会　サンパウロ地区ナイト、地区ツアーの件
◎公益財団法人ロータリー米山記念奨学会　より
・ハイライトよねやま182
◎NPO法人日本ティーボール協会神奈川県連盟　より
・第3回厚木オープンふれあいティーボール大会の御礼

幹事報告

◎例会変更
・大和中RC
5月28日（木）夜間移動例会　北京飯店　18時30分点鐘
6月25日（木）取止め例会（クラブ定款第6条第1節(c)による）
◎週報
・相模原南RC
・寒川RC

理事役員会 議事録

日 時：2015年5月12日（火）13：30～（例会終了後）
会 場：厚木商工会議所　408号室

1.会長挨拶		前田賢一 会長
2.例会行事		
5月度例会		
5日(火)	≪休会≫	
12日(火)		渡辺治夫ガバナー
19日(火)		西嶌洋一 会員
26日(火)		黄金井康巳 会員

今日のお祝い　「おめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。」

＊夫人誕生日
國方達央君（秀子夫人24日）

今日の例会（2015年5月26日）

「マイナンバー制度の概要について」
担当：黄金井康巳君
講師：厚木税務署 法人課税第1部門　清水孝秋 統括国税調査官

次回の例会（2015年6月2日）

「クラブ協議会」
担当：前田賢一会長

6月度例会

2日(火)	「クラブ協議会」	前田賢一 会長	
9日(火)		吉岡　敏 会員	※変更
16日(火)		三宅壯平 会員	
23日(火)		本多正彦 会員	
30日(火)	「一年を顧みて」(移動例会)	前田賢一 会長	

3.議題

①ロータリー財団・米山奨学の経過報告(西迫哲Ｒ財団総括委員長)

・ロータリー財団・米山奨学共に、今年度の目標額に達した。

②クラブ協議会(6/2)について

・従来通り、各委員長から活動報告をお願いする。

③「一年を顧みて」(6/30)について(会費、会場　等)

・今年度の決算見通しをし、予算を確認した上で、会場を決定する。

④6/9吉岡会員の卓話の変更について

・前田会長から、三橋一皓会員に卓話をお願いする。

理　事：【クラブ運営】小林　透・十亀健志、【クラブ広報】國方達央、【会員増強】西嶌洋一、
【クラブ奉仕】吉岡　敏、【Ｒ財団】西迫　哲、【直前会長】高橋　宏、【クラブ情報】山本淳一
役　員：【副会長】会田義明、【副幹事】鈴木茂男、【クラブ財政】高橋　浩、【ＳＡＡ】山口巖雄、
【副ＳＡＡ】森住　等、【地区会員増強・会員維持委員】壽永純昭　(敬称略)

スマイル

会田義明副会長

本日は、父の2回目の命日となります。早いもので父が亡くなってから丸2年になりますが、日々の生活を送っていると改めて、父の偉大さと大変さを実感しているところであります。先程墓前にて7月より厚木クラブの会長になる予定との報告とこれからも一生懸命頑張っていきます。という誓いの報告をして参りました。本日は1時半より防犯協会の常任理事会出席の為、閉会少し前に早退させていただきます。

今井一男君

5/15・16日に時々地面が揺れる箱根小涌園で開催された「新会員の集い」に小野会員、具島会員、井上会員、今井の4名で出席してきました。「ロータリーを楽しんでいますか？」「人生いろいろ、ロータリーいろいろ」というテーマでディスカッションをしました。楽しく勉強させていただきました。ありがとうございました。

具島健太郎君

先週末「ロータリー新会員の集い」に参加しました。生まれて初めて地鳴りを体感し、驚きましたがとても良い経験になりました。普段お会いできない方とお話しし、とても良かったです。

山本淳一君

所用により早退させていただきます。

丸田隆弘君

所用の為、早退致します。すみません。

今日のお花

柘榴(ざくろ)(壽永純昭君)

担当：前田賢一会長

講師：渡辺治夫ガバナー

ロータリーメイキャップ　卓話「ＷＩＮ」

「勝ち組」という言葉があります。

ロータリーにおいては「勝つ」という言葉は必ずしも適切ではないかもしれないのですが、勝たなければ存続出来ません。それでは、「勝つ」とは誰に勝つのでしょう？また、何に勝つのでしょう？

私は「自分」に勝つ事なのだと思います。

イギリスの探検家ラポックは『他人が自分より優れていたとしても、それは恥ではない。しかし、去年の自分より今年の自分が優れていないのは恥だ』と言う名言を残しています。

また、古代ギリシャの哲学者プラトンは『自分に勝つことは勝利のうちで最大のものである』と言っています。「自分に勝つ」とは、自分の夢・目標に挑戦し続け、決して諦める事なく夢・目標を達成する事であると思います。

「勝つ」は英語で「ＷＩＮ」です。

自分に勝つ為に、私自身が実行している事を申し上げます。

Ｗ	Ｗｏｒｄｓ(ワード)	（言葉）
Ｉ	Ｉｄｅａ(アイデア)	（新たな工夫）
Ｎ	Ｎｏｖａ(ノバ)	（新星）

です。

Ｗｏｒｄｓ(ワード)　（言葉）

第32代アメリカ合衆国大統領フランクリン・ルーズベルト大統領の顧問官を務めたナポレオン・ヒルと言う世界的に有名な哲学者が、こんな言葉を残しています。「強い人が勝つとは限らない。優秀な人が勝つとは限らない。『私は出来る』と考えた人が結局は勝つのである」と言う言葉です。

言葉にはプラス思考とマイナス思考の言葉がありますが、『私は出来る』という言葉は「プラス思考」の原点です。私は「出来る出来る　必ず出来る」という言葉を口に出しています。言葉を口に出す事を、「言葉を吐く」とも言いますが、『吐く』という漢字は、口編にプラス（＋）・マイナス（－）と書きます。マイナス（－）思考をなくしてプラス（＋）思考だけにすると、口編にプラス（＋）で『叶う』と言う漢字になるのです。

Ｉｄｅａ(アイデア)　（新たな工夫）

アイデアは不可能を可能にする物凄い力を持っています。

飛行機の発明者はアメリカのライト兄弟でありますが、彼らが世界で初めて飛行機の有人動力飛行に成功したのが1903年の事です。それより前は、人間が空を飛ぶ事など不可能だと考えられていました。

今では多種多様な飛行機が飛び交っていますし、宇宙にまで飛んで行っているのです。これは全て、アイデアの積み重ねがもたらした成果なのです。「人間は考える葦である」とはフランスの哲学者ブレーズ・パスカルの言葉ですが、私達は考えアイデアを生み出すことによって、無限の可能性を手に入れられると信じています。

Ｎｏｖａ(ノバ)　（新星）

ＮＯＶＡとは「新星（しんせい）」の事です。私は、光り輝く人が育って出て来る組織が勝ち組になると思っています。これは経済界でも政界やスポーツ界、芸能界でも同じです。その業界のスターが出てきて、増々その業界は発展して行くのだと思います。

大相撲はこれから活性化するでしょう。照ノ富士や逸ノ城、遠藤等新しいスターが生まれているからです。

スターは自然に生まれません。私たちで育てるものなのであると思うのです。つまり、「教育」です。企業に必要な「人・物・金・情報」の内、一番重要なのは「人」であり、「人」が「人」を育てるのです。新しく輝くスターを育てたいと思っています。

第 2654 回卓話「マイナンバー制度について」

担当：西嶌洋一君

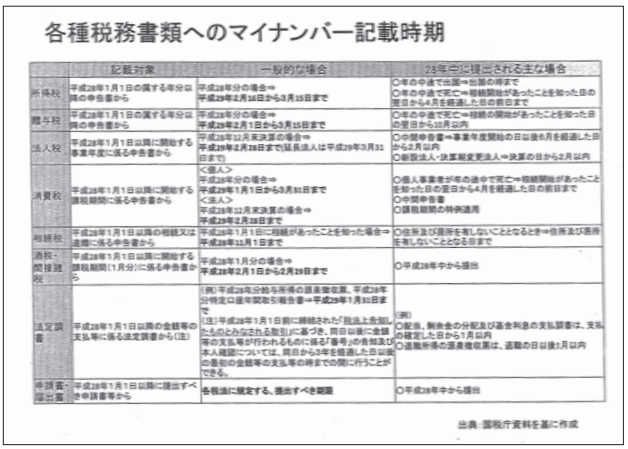

各種税務書類へのマイナンバー記載時期

	記載対象	一般的な場合	28年中に提出される主な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒ 平成29年2月16日から3月15日まで	○年の中途で出国⇒出国の時まで ○年の中途で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒ 平成29年2月1日から3月15日まで	○年の中途で死亡⇒相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合⇒ 平成29年2月28日まで(延長法人は平成29年3月31日まで)	○中間申告書⇒事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内 ○新設法人・決算期変更法人⇒決算の日から2月以内
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から	<個人> 平成28年分の場合⇒ 平成29年1月1日から3月31日まで <法人> 平成28年12月末決算の場合⇒ 平成29年2月28日まで	○個人事業者が年の途中で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで ○中間申告書 ○課税期間の特例適用
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から	平成28年1月1日に相続があったことを知った場合⇒ 平成29年12月1日まで	○住所及び居所を有しないこととなるとき⇒住所及び居所を有しないこととなる日まで
酒税・間接諸税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間(1月分)に係る申告書から	平成28年1月分の場合⇒ 平成28年2月1日から2月29日まで	○平成28年中から提出
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から(注)	(例)平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで (注)平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から5年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができる。	(例) ○配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書は、支払の確定した日から1月以内 ○退職所得の源泉徴収票は、退職の日以後1月以内
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限	○平成28年中から提出

出典：国税庁資料を基に作成

第 6 回「県央相模川サミット」

六市町村合同クリーンキャンペーン

開催日：平成27年5月17日

出席報告　＜会員 40 名、出席対象 35 名＞

4 月 28 日例会　　確定出席率 90.32％	5 月 19 日例会　　出席 32 名　欠席 3 名　出席率 91.43％
＜事後メイク＞	＜欠席＞ 常磐重雄君・小山賢司君・三宅壯平君